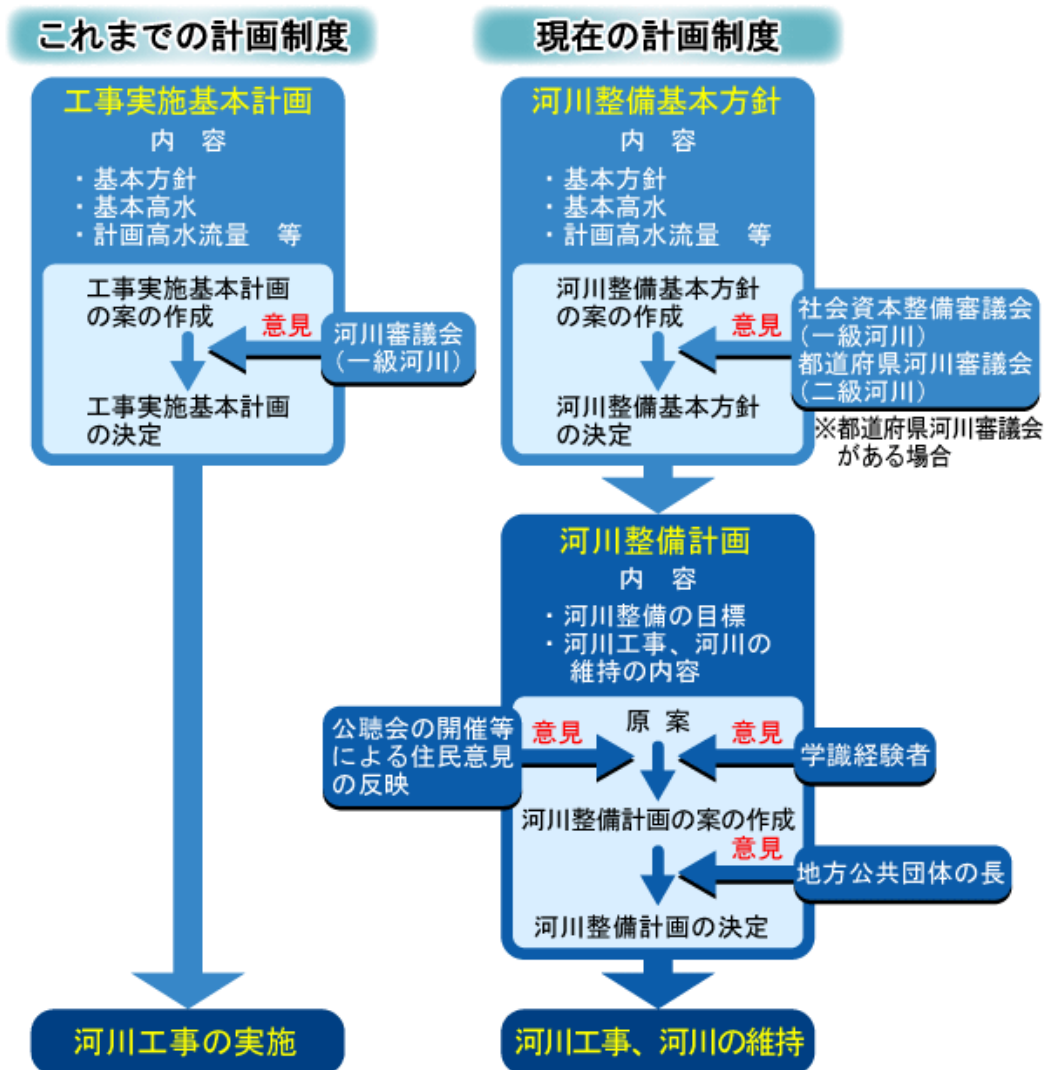


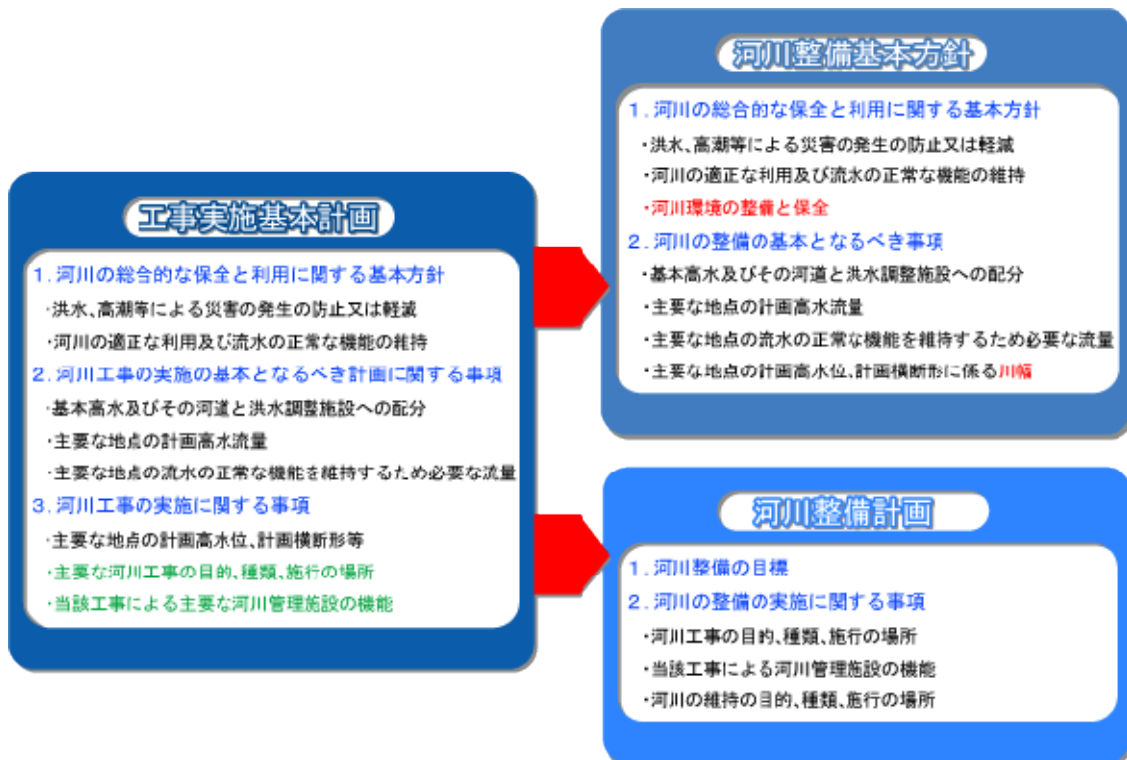
## 河川法改正の概要

明治時代以降の近代河川管理制度は、「治水」を目的に始まり、戦後の高度成長期に急増した水需要に対応するため「利水」が目的に加わりました。さらに、水質などの環境悪化の深刻化、また地域域の個性を生かした川づくりへの高まりなどを受け、平成9年の改正で、「環境保全」「地域住民の意見の反映」の観点が含まれています。

平成9年の法改正では、従来、河川整備について水系ごとに河川管理者が定めていた「工事实施基本計画」に代えて、「河川整備基本方針」と、それに基づく具体的な整備目標となる「河川整備計画」の2段階で策定することが定められました。同計画の策定にあたっては、必要に応じて学識経験者や住民などの意見を聴くことになりました。



河川整備の計画制度フロー



工事实施基本計画と河川整備基本方針・河川整備計画の内容の違い